

市道 10 - 62 号線 道路詳細設計業務委託

特記仕様書

1. 適用

この業務委託は、福井県土木部制定の設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）、国土交通省訓令や通達に基づく最新の示方書や指針に準じて行うものとし、当特記仕様書は共通仕様書第 1102 条 14 項で規定する特記仕様書である。

2. 目的

本業務は、市道 10-62 号線に係る道路詳細設計業務を実施するものである。

3. 位置

本業務の位置は、勝山市遅羽町比島 地係である。

4. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

道路詳細設計 L=69.7m

5. 協議

本業務を実施するにあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上決定するものとする。

協議記録簿はその都度作成し、各協議終了時に監督職員の確認を得るものとする。また、他機関と独自に打合せを行った場合も、その都度記録簿を提出するものとする。

6. 成果品

本業務完了後に成果品として以下のものを引き渡すものとする。

報告書（A4 版 図面のみ A3 版） 1 部

電子データ 1 式

7. その他

本業務の履行にあたり、必要な資料は委託者が貸与するものとする。

成果品納入後であっても、内容に誤りがあった場合は直ちに訂正するものとする。